

平成 27 年 9 月 2 日

各 位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
代表者名 取 締 役 社 長 北村 邦太郎  
(コード番号： 8309 東名)  
問合せ先 執行役員財務企画部長 朝 日 清 満  
(T E L : 03-3286-8187)

無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）の発行に係る条件決定について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（取締役社長 北村 邦太郎）は、平成 27 年 7 月 30 日付「無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）の発行について」にて公表いたしました無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）の発行について、本日、その条件を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。本社債は、自己資本比率規制におけるその他 Tier1 資本に係る基礎項目として取り扱われます。

記

証券の種類	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第2回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）
社債総額	700 億円	500 億円
各社債の金額	1 億円	
払込金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円	
償還期限	定めなし。ただし、平成 32 年 12 月 5 日以降の各利払日（本社債の元金につき損失吸収事由に係る債務免除がなされている場合を除く。）、又は税務事由若しくは資本事由が発生した場合において、任意償還可能。	定めなし。ただし、平成 37 年 12 月 5 日以降の各利払日（本社債の元金につき損失吸収事由に係る債務免除がなされている場合を除く。）、又は税務事由若しくは資本事由が発生した場合において、任意償還可能。
利率	平成 27 年 9 月 8 日の翌日から平成 32 年 12 月 5 日まで 年 2.49% 平成 32 年 12 月 5 日の翌日以降 6 ヶ月円 LIBOR+2.25%	平成 27 年 9 月 8 日の翌日から平成 37 年 12 月 5 日まで 年 2.87% 平成 37 年 12 月 5 日の翌日以降 6 ヶ月円 LIBOR+2.30%
利払日	毎年 6 月 5 日及び 12 月 5 日	
申込期間	平成 27 年 9 月 2 日	
払込期日	平成 27 年 9 月 8 日	
利払停止特約の概要	（1）任意利払停止 当社は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本社債の利息の全部又は一部の支払を行わないことができる。この場合、当社は、その次の利払日に支払うべき本社債の利息の支払又は不支払を決定するまでの期間中、（i）当社の普通株式及びその他 Tier 1 資本調達手段に該当する当社の株式（その他 Tier 1 資本調達手段における配当最優先株式を除く。）に対する金銭の配当並びに（ii）当該配当最優先株式に対する、その優先配当金の額の半額に、当該利払日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行う部分とし	

	<p>て当社が決定した割合を乗じた額を超える額の金銭の配当を行う旨の取締役会の決議又はかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出等を行わない。</p> <p>(2) 利払可能額制限</p> <p>当社が利払日に支払うべき本社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、当社は当該限度額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。</p> <p>利払可能額とは、ある利払日における当社の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本社債、同順位証券及び劣後証券の配当及び利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき本社債の利息の総額並びに配当最優先株式及び同順位証券の配当又は利息の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額をいう。</p> <p>同順位証券とは、当社の債務で、利息に係る権利について本社債と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。</p> <p>劣後証券とは、当社の債務で、利息に係る権利について本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。</p> <p>上記(1)又は(2)に基づき支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。</p>
債務免除特約の概要	<p>(1) 損失吸収事由に係る債務免除</p> <p>当社が報告又は公表する連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125% を下回った場合、本社債の元金のうち、本社債及び他の負債性その他 Tier1 資本調達手段等の全部又は一部の免除又は普通株式転換により当社の連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125% を上回ることとなるために必要な額として、当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、本社債の元金の総額及び他の負債性その他 Tier1 資本調達手段等の元金の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額、並びに当該金額の元金に応じた利息について、当社は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。</p> <p>(2) 実質破綻事由に係る債務免除</p> <p>当社について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われた場合、当社は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。</p> <p>(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除</p> <p>当社について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、当社は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。</p>
元金回復特約の概要	<p>損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当社が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等 Tier1 比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、当社が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
劣後特約の概要	本社債は、当社の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、当社の一般債権者及び期限付劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式及び既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券と同順位。
資金使途	三井住友信託銀行株式会社への貸出（債務免除特約及び劣後特約付）
発行形態	国内適格機関投資家限定私募
引受金融商品取引業者	大和証券株式会社、野村證券株式会社
財務代理人	三井住友信託銀行株式会社
振替機関	株式会社証券保管振替機構

以上

ご注意：この文書は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）の発行に係る条件決定に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。